

武蔵野市高等学校等入学準備金支給要綱の一部を改正する要綱

武蔵野市高等学校等入学準備金支給要綱（平成29年2月1日適用）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>（受給資格の認定）</p> <p>第4条 受給資格者は、入学準備金の支給を受けようとするときは、<u>武蔵野市就学援助費兼高等学校等入学準備金受給資格認定申請書（就学援助要綱第1号様式）</u>により武蔵野市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請し、その認定を受けなければならない。</p>	<p>（受給資格の認定）</p> <p>第4条 受給資格者は、入学準備金の支給を受けようとするときは、<u>武蔵野市就学援助費兼高等学校等入学準備金受給資格認定申請書（就学援助要綱第1号様式。以下「申請書」という。）</u>に必要な書類を添えて武蔵野市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請し、その認定を受けなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、</u> <u>受給資格者は、申請書に代えて、当該申請書に記載すべき事項の入力及び添付書類を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）</u>により、委員会指定の電子申請を用いて委員会に申請することができるものとする。</p>	<p>字句の改正</p> <p>項の追加</p>
<p><u>2 前項の規定による申請は、</u> 高等学校等に進学する年の3</p>	<p><u>3 前2項の規定による申請</u> は、高等学校等に進学する年</p>	<p>項の繰下げ及び 字句の改正</p>

<p>月31日までに行わなければならない。</p> <p><u>3</u> 第1項の規定による申請をした受給資格者は、次項の規定による通知を受けるまでは、武蔵野市就学援助費兼高等学校等入学準備金受給資格認定申請取消届（就学援助要綱第3号様式）を委員会に提出することにより、いつでもその申請を取り消すことができる。</p> <p><u>4</u> 委員会は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容について審査し、認定することを決定したときは武蔵野市就学援助費兼高等学校等入学準備金受給資格認定通知書（就学援助要綱第4号様式）により、認定しないことを決定したときは武蔵野市就学援助費兼高等学校等入学準備金受給資格否認通知書（就学援助要綱第5号様式）により、申請者に通知するものとする。</p>	<p>の3月31日までに行わなければならない。</p> <p><u>4</u> 第1項及び第2項の規定による申請をした受給資格者は、次項の規定による通知を受けるまでは、武蔵野市就学援助費兼高等学校等入学準備金受給資格認定申請取消届（就学援助要綱第3号様式）を委員会に提出することにより、いつでもその申請を取り消すことができる。</p> <p><u>5</u> 委員会は、第1項及び第2項の規定による申請を受けたときは、その内容について審査し、認定することを決定したときは<u>武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）</u>が別に定める武蔵野市就学援助費兼高等学校等入学準備金受給資格認定通知書により、認定しないことを決定したときは<u>教育長が別に定める武蔵野市就学援助費兼高等学校等入学準備金受給資格否認通知書</u>により、申請者に通知するものとする。</p>	<p>項の繰下げ及び字句の追加</p> <p>項の繰下げ及び字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の追加及び削除</p>
--	--	--

付 則

この要綱は、令和8年1月1日から適用する。